

平塚市建築基準条例に係る許可・認定等の手数料

(令和5年4月1日現在)

認定・認定等の種類	法条文	申請手数料
仮使用認定	第7条の6第1項第1号	120,000円
道路位置指定	第42条第1項第5号	50,000円
道路位置指定の変更	第42条第1項第5号	25,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	第43条第2項第1号	27,000円
	第43条第2項第2号	33,000円
公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	33,000円
日影による建築物の高さの許可	第56条の2第1項	160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの許可(総合設計制度)	第59条の2第1項	160,000円
仮設建築物建築許可	第85条第6項	120,000円
総合的設計による一団地の建築物の認定(連坦建築物設計制度)	第86条第1項	建築物の数1又は2 : 78,000円
		建築物の数3以上 : 78,000円 + 28,000円 × (建物数 - 2)
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の認定(連坦建築物設計制度)	第86条第2項	建築物の数1 : (既存建物を除く) 78,000円
		建築物の数2以上 : (既存建物を除く) 78,000円 + 28,000円 × (建物数 - 1)
一団地内における建築物に関する許可	第86条第3項	建築物の数1又は2 : 220,000円
		建築物の数3以上 : 220,000円 + 28,000円 × (建物数 - 2)
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可	第86条の2第1項	建築物の数1 : (一敷地内認定建築物を除く) 78,000円
		建築物の数2以上 : (一敷地内認定建築物を除く) 78,000円 + 28,000円 × (建物数 - 1)

一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の 取消	第 86 条の 5 第 1 項	6,400 円+12,000 円×既存建物数
---------------------------	-----------------	------------------------

記載のない許可・認定等の手数料については、お問い合わせください。

問合せ先
平塚市まちづくり政策部建築指導課
電話 0463 - 21 - 9731